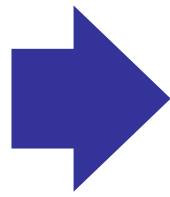


当院を受診される皆様へ 初診時選定療養費の金額の 変更について

平成30年4月1日より初診時選定療養費の金額が変更となります

平成30年3月31日まで
3,240円 (税込)



平成30年4月1日より

5,400円 (税込)

〔対象〕

- ・初めて当院を受診される患者様で紹介状をお持ちでない方
- ・過去に当院を受診された患者様であっても、当時の疾病が治癒していたり、自己の都合で中断された後に再度受診される方で紹介状をお持ちでない方

〔対象外〕

- ・救急搬送の場合（軽症の場合を除く）
- ・公費負担医療費制度の対象となる場合（一部例外あり）
- ・生活保護法により医療扶助の対象となっている場合
- ・人間ドックや健康診断の結果、精密検査の指示があった場合
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合

平成30年3月
病院長

子ども医療費助成制度における 初診時一部負担について

平成30年4月1日より初診時選定療養費の金額が変更となることに
伴いまして、初診時の患者様の料金も下記の通り変更となります

～初診時の料金について～

- ・ 紹介状をお持ちの方

580円

子ども医療費助成制度における初診時一部負担金

- ・ 紹介状をお持ちでない方

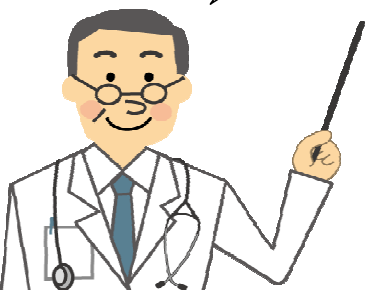
5,980円

子ども医療費助成制度における初診時一部負担金（580円）

+

初診時選定療養費（5,400円）

※ 以前に風邪等にかかり受診していただいても、
数ヶ月後に風邪やその他の疾病で再度受診した
場合も初診となります。



平成30年3月
病院長